

かずさ水道広域連合企業団入札参加資格審査基準

平成31年4月1日

改正 令和4年2月16日

(趣旨)

第1条 この審査基準は、かずさ水道広域連合企業団が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格審査及び等級区分に関し、具体的な基準を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 入札参加資格審査を申請した者（以下「申請者」という。）の資格審査は、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）並びにその他の資料に基づき、次に掲げる項目ごとに行うものとする。

(1) 金銭的信用

(2) 契約履行に関する誠実性

2 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする申請者の資格審査については、前項のほか、施工能力について建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果に基づく評点とする。審査対象となる経営事項審査結果は、かずさ水道広域連合企業団入札参加者の資格を定める告示において定める基準日における経営事項審査結果とする。

(資格者名簿)

第3条 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者について、かずさ水道広域連合企業団入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成し、登載するものとする。

(等級の格付)

第4条 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする申請者については、第2条第2項の規定により算出された点数に基づき、次の工事種別について等級の格付を行うものとする。

工事種別 \ 等級	A	B	C
土木一式工事	750点以上	750点未満 600点以上	600点未満
建築一式工事	700点以上	700点未満 550点以上	550点未満

大工工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
左官工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
とび・土工・コンクリート工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
石工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
屋根工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
電気工事	700 点以上	700 点未満 600 点以上	600 点未満
管工事	700 点以上	700 点未満	
タイル・れんが・ブロック工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
鋼構造物工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
鉄筋工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
舗装工事	660 点以上	660 点未満 580 点以上	580 点未満
しゅんせつ工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
板金工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
ガラス工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
塗装工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
防水工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
内装仕上工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
機械器具設置工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
熱絶縁工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
電気通信工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
造園工事	670 点以上	670 点未満 550 点以上	550 点未満
さく井工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
建具工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
水道施設工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
消防設備工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
清掃施設工事	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満

解体工事業	700 点以上	700 点未満 650 点以上	650 点未満
-------	---------	-----------------	---------

2 等級の格付の適用期間は、資格者名簿に登載された日からその登載期間内とする。

3 資格者名簿に登載された者は、その者に対する等級の格付について異議がある場合は、資格者名簿に登載されたことを知った日から 30 日以内に、広域連合企業長に再審査を請求することができる。

(資格審査の特例)

第 5 条 特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体（特定建設工事共同企業体）の資格審査については、別に定めるものとする。

(不適合者)

第 6 条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは不適合とする。

- (1) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (2) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載したとき。

2 前項に定めるもののほか、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは不適合とすることができる。

- (1) 資格者名簿への登載日前 2 年以内に、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 第 2 項に該当すると認められるとき。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められるとき。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 16 日）

この基準は、公布の日から施行する。